第四十七条第六号を次のように改める。
六　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。
第四十七条に次の一号を加える。
七　日本農林規格に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。
第六十五条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三　農業構造の改善に関すること（農地政策課の所掌に属するものを除く。）。
第六十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。
第七十条第一号中「農業災害補償」を「農業保険」に改め、同条第二号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。
第七十一条中「事務」の下に「（農業経営収入保険事業に係るものを除く。）」を加え、同条第一号中「農業災害補償」を「農業保険」に改め、同条第二号中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二　農業保険のうち政府の行う再保険事業及び保険事業の実施に関すること。
第七十四条に次の一号を加える。
六　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）の施行に関すること。
第七十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。
第八十六条第一項中「（昭和二十五年法律第百七十五号）」を削る。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　安倍　晋三

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十七号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）」に改め、同条第一項中「大臣官房に」の下に「、政策立案総括審議官」を加え、「六人」を「五人」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　政策立案総括審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十八号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六人」を「七人」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十九号

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の二、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十三条第二項及び防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第百七十五条第十二号、第百九十八条第六号及び第二百十三条中「札幌試験場」を「千歳試験場」に改める。

第二百二十条（見出しを含む。）中「札幌試験場」を「千歳試験場」に改める。

第二百二十二条第一項第一号中「札幌試験場」を「千歳試験場」に改める。